



5月19日 申3号 東日本大震災から10年 震災対策を検証し、組合員・乗客の 生命を守る申し入れ 交渉実施

東日本大震災から今年の3月で10年が経過をしました。私たちは震災に関する申し入れを行い、会社から以下のような回答を受けました。

- (1)東日本大震災から10年、現在までに横浜支社として講じてきた防災対策を明らかにすること。
また今後行う予定の防災対策を明らかにすること。

会社回答 津波対応マニュアルを作成した。社員がとるべき行動について、津波避難行動心得を定めてきた。支社においては、津波避難アプリ等により避難場所の情報を取得し、避難誘導を判断する仕組みを構築していく。

支社として津波マニュアル、津波避難行動心得、横浜支社の避難アプリなどで避難誘導を判断する仕組みを構築している。津波避難誘導訓練を、箇所ごとに年一回開催している。この10年間、警察や消防、自治体、一般人も公募して訓練を行った。タブレットについては、横浜、水戸で先行して作成して現在は本社を含めて3つの案の一つにしたものを使っている。(現行のアプリ)訓練の中身、全ドアを開扉、腰をつけた降車して1000人も500人も5分程度で降車が出来る。

- (2)鉄道敷地内にてお客さまの避難誘導に際し、責任を持つべき範囲を明らかにすること。

会社回答 津波避難行動心得に従って行動することとなる。

責任の範囲がどこまでではなく、一緒に避難所まで逃げる。避難場所までみんなで避難することで敷地外、敷地内の想定はしていない。その時に土地勘がなくてもアプリを使用する。曲がり角などの写真を見られるから、速やかになると思う。乗務員、お客さまの命を守ることが前提である。自助、共助、公助の考え方が前提である。お客さまだけ逃げて社員は逃げないとは言っていない。心得が基本としか言えない。敷地内に限らず各事業者の判断による。

- (3)お客さまと自らの命を守るために判断した行動は、全て会社が責任を負うこと。

会社回答 大地震が発生した場合は津波を想起し、津波避難行動心得に従って自ら情報を取り、他と連絡がとれなければ自ら避難の判断をすることとなる。その結果として訴訟等になった場合は、会社として対応することとなる。

業務中に訴訟があった場合は会社に対応する。心得に従って動けば会社に対応。取り残された人がいても、心得に従って現車に戻らない。津波避難行動心得が浸透されるよう策を練っていく。



(4)災害時、最善の判断を行えるよう、全社員に定期的な訓練を実施すること。

会社回答 必要な教育・訓練は実施している。津波を想定した避難誘導訓練については、今後も実施していく。

乗務員職場は年一回やるよう指導している。内容は現場に任せている。具体的な材料として、DVDを配って、チャプターを分割して効率的に出来るようにしている。訓練に時間を割くのは理想だが、与えられた時間で年間計画を立てている。大規模訓練は年一回、その時に参加してほしい。全社員参加して欲しい認識はある。ジョブで転勤した人にも教育を行なっている。

(5)災害時、迅速な避難誘導を行えるよう、避難設備の増設と訓練を実施すること。

会社回答 お客様の避難誘導は安全かつ迅速に行う必要があるため、必要な訓練は実施していく。設備等の整備は検討していく。

現実的に約束できるものは無いが、西日本、四国と交流をしている。今後、設備などの整備など検討中である。会社として考える限界であるから、色々な意見を入れる。四国と西日本で降車の仕方も違うので、勉強検討中である。アプリの改善していく。

(6)防災に関連した問題が発生した場合は、早期に労使協議を行うこと。

会社回答 具体的な提起があれば、労使間の取扱いに関する協約に則り取り扱う。

申3号交渉に関しては、現在議論の詳細を作成中です。

完成次第、ホームページへ公開を行います！

皆さんは、現在の設備や考え方で

自分とお客さまのいのちを震災から守れますか？

震災に強い鉄道・乗務員を目指して

継続した減災の取り組みを行ってまいります！